

村民が主役の村づくり 五木村 子育て・定住支援対策事業

この条例は、次代を担う子どもたちを養育する保護者や、村に定住する若者を支援することで出生率の向上と人口増加につなげ、過疎化を抑止し、村民が生き生きと暮らし続ける村づくりに寄与することを目的とする。

各助成金の申請事由が生じた日から6ヶ月以内に村長への届出が必要です。

次の項目に該当する方は村から子育て支援の助成金などを受け取ることができません。

- ①五木村から転出した場合
- ②ご本人や一緒に住む親族が税金などを村に納めていない場合
- ③申請事由が生じた日から起算して6ヶ月が超過した場合
- ④村長が適当でないと認めた場合

注意点

事実を偽った届出により助成金を受け取った場合は全額を返さなければなりません。また届出から5年以内に村外に転出したり、村に住んでいない状態が6ヶ月以上となった場合は受け取った助成金を返さなければなりません。

補助金一覧

- ①子ども医療費助成金
高校生までの医療費全額補助
- ②子育て応援助成金
0歳から15歳までの子どもの保護者を対象に、子ども一人20,000円/年
- ③妊婦健診交通費助成金
通院される妊婦さんへ。交通費1,000円×14回まで
- ④乳幼児特殊ミルク代助成金
特殊ミルクを必要とする2歳未満の子どもを養育する保護者へ。10,000円/月
- ⑤不妊治療費助成金
不妊治療をされている方へ。50万円/年
- ⑥給食費助成金
月額給食費の2/3補助
- ⑦修学旅行費助成金
修学旅行費の2/3補助

助成金の交付条件や、申請に必要な書類・期日など異なります。事前にお問い合わせください。

五木村役場

TEL:0966-37-2212